

年金記録問題への対応状況について

- I. 年金記録問題への対応の実施計画（工程表）の状況
- II. 記録判明ケースの統合促進
- III. 年金受給にできる限り結びつけていくための取組み

（ 平成 2 2 年 9 月 2 日
日 本 年 金 機 構 ）

I . 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の状況

1. 工程表における7月末処理期限分の履行状況

1 平成21年3月以前受付分のねんきん特別便（共済照会分を除く）

（1）7月末処理状況

地方組織及び本部ともに概ね終了。（本人への回答段階において、再度他の事務所等に照会が必要となったもの等が754件残った。）

（注）この他、国民年金のCSVデータ関連が7,298件

（2）今後の方針〔8月6日指示〕

① 国民年金のCSVデータ関連

- ・ 全市区町村分のデータの検証を行った上で、今後の処理方針を決定予定。

② 他事務所照会及び本部照会等

- ・ 7月末において処理が終わらなかったものについては、8月末に処理を終了させる予定。

③ 共済照会分

- ・ 共済組合等と調整を要するものについては、工程表における7月処理目途の対象外であるが、7月末までに本部から回答があったものについては9月末を目途に、8月以降10月末までに回答があったものについては12月末を目途に処理する。

2 平成21年4月以降22年3月以前受付分の加入者のねんきん特別便（処理困難ケースを除く）（本部処理分）

○ 7月末処理状況

全て終了。今後は処理困難分の処理を行う。

3 フォローアップ照会（4月以降市区町村から情報提供されたものを除く）

○ 7月末処理状況

全て終了。今後は4月以降に市区町村から情報提供されたものの処理を行う。

2. 工程表における9月及び12月末処理期限分への対応

1 9月及び12月末処理期限の事項

- 平成21年4月以降22年3月以前受付分のねんきん特別便（処理困難ケースを除く）（地方組織分）【9月末】
- 国民年金特殊台帳とオンライン記録の突合せ（2次審査後の本人照会）【9月末】
- 平成22年3月以前受付分の年金記録の確認のお知らせ（黄色便）（処理困難ケースを除く）【12月末】
- 平成22年3月以前受付分のねんきん定期便（処理困難ケースを除く）【12月末】
- 平成22年3月以前受付分の受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）（処理困難ケースを除く）【12月末】

2 進捗管理の徹底 [8月6日指示]

- 21年度受付分のねんきん特別便については、本部において週次報告を取りまとめ、その結果を各ブロック本部にフィードバックすることとし、各ブロック本部においては、その週次報告の結果により実績が思わしくない都道府県の処理計画を逐次見直すとともに、今後の見通し等を本部へ報告することとする。

3 社会保険オンラインシステムの追加稼働 [7月30日指示]

- 8月及び9月の窓口装置（社会保険オンラインシステム）について、システム運営に支障のない範囲内で、金曜夜間の稼働延長及び休日（9月12日、23日）の稼働を実施。

(参考) 工程表早期対応項目の状況

事項	工程表の目途	残件数 (7月末)	月間必要処理件数 (7月末残÷目標まで月数)	処理実績							評価	
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
特別便	21年3月まで受付	22年7月 (共済照会分除く ※1)	地方 722 ※2,3	16,778	21,697	34,136	26,330	28,139	35,963	30,902		
			本部 32 ※2,3	26,810	81,518	58,013	42,796	22,510	42,290	20,732		
	21年4月～ 22年3月まで受付	22年9月(処理困難分を除く)	地方 90,243 (45,122)	42,893	59,409	69,780	37,362	27,661	32,667	31,699		A・・・21県 B・・・5県 C・・・19県 残なし・・・2県
		22年7月(処理困難分を除く)	本部 0	11,685	40,510	34,489	29,860	19,355	14,623	31,747		
フォローアップ		22年7月 (22年3月までの 情報提供分 ※4)	0 ※5	8,039	7,438	10,612	8,116	17,101	16,349	20,021		
グレー便		22年7月	0	886	1,260	2,133	1,158	8,277	936	1,274		
黄色便	22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 82,884 (16,577)	9,799	22,706	25,636	20,303	14,573	14,223	13,152	A・・・28県 B・・・5県 C・・・13県 残なし・・・1県	
			本部 93,315 (18,663)	3	100,107	130,991	38,173	31,472	9,998	6,452		
定期便	22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 302,695 (60,539)	29,638	42,601	59,255	39,694	32,967	31,646	36,842	A・・・19県 B・・・8県 C・・・20県	
			本部 163,003 (32,601)	1,964	88,267	139,489	8,367	8,664	108,312	50,141		
受給者便	22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	110,604 (22,121)	165	7,013	19,902	16,700	19,504	16,753	15,028	A・・・26県 B・・・4県 C・・・17県	
国年 特殊 台帳	2次審査後の本人照会 および記録補正	22年9月	7,627 (3,814)	3,021	3,104	4,212	3,728	19,461	3,679	3,853	A・・・8県 B・・・1県 C・・・8県 残なし・・・30県	

※1 共済組合等と調整を要するものについては、工程表上、7月末日途処理目標の対象外となっているが、6月以降7月未までに共済組合等から回答があったものについては9月末を目途に、8月以降10月末までに共済組合等から回答があったものについては12月末を目途として処理したいと考えている。

※2 7月末の残件数約2.5万件から7月末時点での共済照会分約1.7万件を控除したもの

※3 この他国民年金のCSV関連分7,298件

※4 市区町村からの情報提供が遅れたものについては、工程表上、7月末日途処理目標の対象外となっているが、4月以降7月未までに情報提供があったものについては9月末を目途に、8月以降10月末までに市区町村から情報提供があったものについては12月末を目途として処理したいと考えている。

※5 3月末までの情報提供分の7月末残件数

(注) 評価は、7月の処理実績が必要処理件数以上である場合は「A」
7月の処理実績が必要処理件数を下回るものの、必要処理件数の8割以上の場合は「B」
7月の処理実績が必要処理件数の8割未満である場合は「C」

年金記録問題への対応の実施計画（工程表） <概要>

	22年度										23年度	24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
1 ねんきん特別便 (1) 受給者及び事務所来訪加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分 (2) 加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分											(注)共済期間の確認を要するものについては、共済過去記録により確認を行うことができるものは左記により作業を行い、更に共済組合等への照会を要するものは、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。		
2 フォローアップ照会											現在の対象者以外のフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるためサンプル的なフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討		
3 厚生年金等の旧台帳記録（約1466万件）に係る調査											グレー便を送付した68万件以外のものについて、住基ネットとの突合せを行い、新たな年金受給につながる可能性がある方に対するお知らせ等の対応を検討		
4 年金記録の確認のお知らせ（黄色便）													
※22年3月末で未処理のグレー便対象案件													
5 ねんきん定期便													
※22年3月以前受付分													
6 標準報酬等の遡及訂正事案											これまでの救済事案の分析とともに、1条件のみ、2条件のみ該当のサンプル調査等を行い、更なる記録回復方策を検討		
※2万件戸別訪問対象の従業員事案の新基準等に基づく記録回復													
7 年金事務所段階での記録回復の促進													
	・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策を検討												

	22年度										23年度	24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
8 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策	<p>・21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う。</p> <p>・上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、3月末の状況を踏まえ必要な対応を行う。</p> <p>・受給資格期間(25年)を満たしている者への具体的な対応策を検討・実施</p>										→		
9 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)	<p>発送</p> <p>22年11月末までに送付を完了</p>										→		
	<p>処理</p> <p>22年3月以前受付分を22年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)</p> <p>23年3月以前受付分を23年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)</p>										→		
10 厚生年金基金記録との突合せ	<p>24年10月末までに基金等から報告があったものについて25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める</p> <p>▲4月を目途に1次審査開始</p> <p>▲10月を目途に2次審査開始</p>										→		
11 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ	<p>国年特殊台帳等</p> <p>▲6月末までを目途に二次審査終了</p> <p>▲9月末までを目途に本人にお知らせ</p> <p>国年被保険者名簿、厚年被保険者名簿</p> <p>▲秋ごろまでには作業開始</p> <p>・22年度中には、25年度までの4年間で全件照合を完了できる実施体制を整備。</p> <p>・23年度までの2年間に集中的に取り組む。</p>										→		
12 再裁定等	<p>○再裁定の進達: 年金事務所における申出受付から本部への進達について平均処理期間を0.5か月とすることを目指す。</p> <p>○再裁定の処理: 難易度の高い案件も含め、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)で処理できることを目指す。</p> <p>○時効特例給付: 支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを目指す。</p> <p>○特別加算金の支給: 遅延加算法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。</p>												

※環境の整備等

- ① 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認
 - ・23年3月までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。
 - ・その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。
- ② 相談体制の整備
- ③ 関係団体等への協力依頼
- ④ 各種お知らせの未送達分への対応の検討